

平成21年度信託研究奨励金応募要領

社団法人 信 託 協 会

1. 目 的

わが国における信託制度の一層の発展を期するため、広く信託について研究し
または研究しようとする方がたに奨励金を贈呈し、信託研究の振興を図るこ
を目的としています。

2. 応 募 資 格

信託に関する法律学的または経済学的研究を行う個人または共同研究グルー
プ(これから研究に従事しようとする場合を含みます。)とし、次のとおり類別し
ます。

第1類 大学の教授、准教授、講師もしくは各種研究機関の研究員等で研究歴等
においてこれらに準ずる方またはこれらの方がたが構成する共同研究グループ

第2類 大学の助教、大学院に在学中の方もしくは各種研究機関の研究員等で
研究歴等においてこれらに準ずる方またはこれらの方がたが構成する共同研
究グループ

第3類 指導教授のもとに大学の助教または大学院もしくは大学学部に在学中の
方がたが構成する共同研究グループ

3. 贈呈金の総額

本年度において贈呈する奨励金の総額は、1,000万円以内です。

4. 研究テーマ

研究テーマは、信託に関するものであれば自由ですが、課題研究を選択することもできます。課題研究のテーマは、次のとおりです。

なお、研究期間は、原則として3年以内とします。

「信託制度・信託機能に関する研究」

資産の運用・流動化の促進、知的財産管理の促進、私的年金制度の充実、高齢者・障害者福祉の充実、財産・事業の世代間承継制度の活用、環境対策・地域活動支援等の社会貢献活動などの諸政策・諸活動において信託に期待される役割・機能に関する研究

「信託税制・会計に関する研究」

信託課税の原則、信託税制の歴史、信託業務に係る税制、信託会計など広く内外の信託税制・会計に関する研究

「諸外国の信託制度に関する研究」

諸外国における信託法制、信託機関、信託業務、信託の歴史など広く海外の信託制度に関する研究

5. 提出書類

(1) 信託研究奨励金の受給を申請される方は、次に掲げる当協会所定の書類を提出してください。

ただし、第3類に該当する場合には、経歴書、論文および推薦書の提出は必要ありません。

信託研究奨励金受給申請書

研究計画説明書

経歴書

論文

未発表のものでも既発表のものでも差支えありません。

論文には論文要旨(4,000字以内)を添付してください。

推 薦 書

適当な推薦者がいない場合は、省略しても構いません。

(注) 共同研究の場合は、共同研究者の経歴書、論文も併せて提出してください。

(2) 現に信託研究奨励金を受けて研究している方で追加受給を申請される方は、次に掲げる当協会所定の書類を提出してください。

信託研究奨励金追加受給申請書

進捗状況報告書

(3) 提出書類は、日本語で記入してください。

ただし、(1) の論文については、外国語でも可とします。

6. 応 募 締 切 日

平成21年9月30日(水)(当日の消印有効)

7. 贈呈の決定、通知および公表

贈呈の決定は、信託研究奨励金選考委員会の審査を経て当協会理事会が行い、その結果を平成21年12月末までに申請者(共同研究の場合はグループ代表者)に書面により通知します。また、ニュースリリースの実施、会報「信託」、信託協会ホームページへの掲載等により、贈呈対象者の氏名、所属・役職名、研究テーマについて公表します。

選 考 委 員

(委員長)	前 田 庸 氏	〔学習院大学名誉教授〕
	伊 藤 元 重 氏	〔東京大学教授〕
	貝 塚 啓 明 氏	〔東京大学名誉教授〕
	木 南 敦 氏	〔京都大学教授〕
	能 見 善 久 氏	〔東京大学名誉教授〕 〔学習院大学教授〕
	吉 野 直 行 氏	〔慶應義塾大学教授〕
	米 倉 明 氏	〔東京大学名誉教授〕 〔愛知学院大学教授〕

(五十音順)

8. 受贈者の義務

(1) 研究の進捗状況を所定の書式により毎年8月末までに提出していただきます。

(2) 研究期間終了後3カ月以内に研究成果論文(日本語で1万字から3万字程度)を提出していただきます。ただし、第3類の受贈者の場合は、研究成果論文に代えて指導教授が研究結果報告書を提出することでも差支えありません。

なお、提出された研究成果論文は、原則として「信託研究奨励金論集」に収録いたします。

(3) 受贈者が遵守すべき義務の履行を怠ったときは、選考委員会の同意を得て奨励金の返還を求めることがあります。

申請用紙申込・応募先

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-2 日本ビル6階

社団法人 信 託 協 会

調 査 部 (信託研究奨励金係)

電話(03)3241-7341(ダイヤルイン)

信託研究奨励金の研究テーマについて（事例）

ご参考までに、これまで信託研究奨励金を受贈された方がたの研究テーマの中から、いくつかの例を挙げますと次のとおりです。

<自由研究>

- ・「企業形態としての信託 - 商事信託法理と会社法理の交錯 - 」
- ・「商事信託に関する基礎的研究」
- ・「受託者の責任に関する基礎理論の研究」
- ・「信託における受託者の忠実義務」
- ・「受託者破産時における信託財産の処遇について」
- ・「複数受益者型遺贈の比較研究」
- ・「新しい信託業法が金融システムおよび金融機関経営に与える影響についての実証的研究」
- ・「信託と保険の複合的利用の研究」
- ・「信託における不法行為責任」
- ・「目的信託に対する規制根拠の再検討」

<課題研究>

- ・「資産の流動化・証券化と信託の役割」
- ・「企業年金制度における受給者の保護に関する研究」
- ・「高齢者介護と結びつけた新しいリバース・モーゲージとその実現の為の制度・規制改革について」
- ・「知的財産権の管理における信託機能の利用」
- ・「退職給付信託に関する総合的研究」
- ・「信託を利用したストラクチャードファイナンスの日英比較 - 中小企業を中心として - 」
- ・「事業再生への信託スキームの活用について - その法制度および金融面からの研究 - 」
- ・「社会保障と信託の役割」

- ・「信託会計の研究」
- ・「信託課税の日米比較」
- ・「わが国の確定拠出型年金制度における会計基準の研究」
- ・「商事信託の税制及び会計に関する研究」
- ・「投資ビークルとしての信託と課税」
- ・「信託課税の再検討と多様な信託利用のための税制の提言」
- ・「年金信託と課税」

- ・「受託者を中心とする英米信託法の比較法的研究」
- ・「アメリカの信託機関と信託業務の収益性」
- ・「フランス信託法の理論と形成史」
- ・「ビジネス・トラストを律する州制定法の研究」
- ・「中国信託法の比較法的考察 - 大陸法圏の信託法と比較して - 」
- ・「永久拘束禁止則と信託の変更に関する研究 - アメリカ法を中心に - 」
- ・「アメリカ法における受託者の義務の現代的変容」